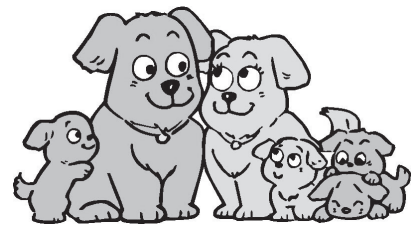


# 狂犬病予防注射と飼犬の登録について



犬の飼い主は、狂犬病予防法により年1回注射を受けさせる義務があります。下表のとおり集合注射を実施しますので、最寄りの注射会場で受けてください。

- ※雨天の場合は中止することがあります。
- ※環境衛生課より送付した封筒内の書類は切り離さずにご持参ください。
- ※普段おとなしい犬でも注射時には興奮しますので、必ず首輪や口輪などを付けてください。
- ※妊娠、下痢、食欲不振など、飼犬に異常を感じる時は、注射をする前に必ず獣医師に申し出てください。(健康な犬でも数万頭に一頭の割合でショックにより死亡するケースがあります。万一の場合、市は責任を負えません)
- ※健康状態や制御できないなど、獣医師が接種不可能と判断した場合は、後日かかりつけの動物病院で接種してください。

こかわ動物病院	南恵我之荘 2-9-3	☎ 938-8877
畠山獣医科診療所	古市 6-18-4	☎ 956-9211
福田獣医科クリニック	誉田 3-13-3	☎ 958-8181
山村獣医科医院	軽里 3-3-4	☎ 958-3194
グランママ動物病院	野々上 2-24-4	☎ 952-3033
トム・ソーヤー動物病院	羽曳が丘 3-2-1	☎ 956-5880
羽曳野動物病院	島泉 9-21-3	☎ 955-9377
古市動物病院	軽里 3-3-25	☎ 958-1263

飼犬登録事務委託獣医院

## 平成 25 年度 狂犬病予防注射および飼犬登録実施日程表

実施日	時間	会場	時間	会場
4月9日 (火)	9:30~10:00 10:20~10:50	碓井4丁目公園 (西名阪高架下)	13:30~14:00	西浦1丁目公園 (ローレルコート横)
		王水町会館前	14:20~14:50	臥龍橋西詰河川敷 (スポーツ公園横)
			15:10~15:40	白鳥神社
4月10日 (水)	9:30~10:00 10:20~11:20	陵南の森公民館 島泉集会所前	13:30~14:00 14:20~15:20	西川公園 羽曳野市支所裏
4月11日 (木)	9:30~10:00 10:20~11:10	飛鳥出荷場 杜本神社南側	13:30~14:00 14:20~15:10	石川右岸河川敷 (新大黒橋北) 石川プラザ第2駐車場
4月12日 (金)	9:30~10:20 10:40~11:10	ベビーハウス社協 (駐車場) 高之羽公園 (高鷲3丁目)	13:30~14:10 14:30~15:00 15:20~15:50	むつみの集会所公園 東除公園 めぐみ公園 (しなづせせらぎの道)
4月15日 (月)	9:30~10:20 10:40~11:10	広瀬神社 東阪田公園	13:30~13:50 14:10~14:40 15:00~15:30	尺度公民館前 羽曳が丘 10丁目公園 河原城会館前
4月16日 (火)	9:30~10:00 10:20~10:50	野々上府営住宅集会所東側公園 エコプラザはにふ	13:30~14:20 14:40~15:30	丹治はやプラザ 郡戸共栄公園
4月17日 (水)	9:30~10:00 10:20~11:10	城山会館前 西浦公民館前	13:30~14:00 14:20~15:20	市民体育館前 羽曳が丘南公園 (7丁目)
4月18日 (木)	9:30~10:00 10:20~10:50	野々上公民館前 伊賀田鶴岡地集会所前	13:30~14:20 14:40~15:30	羽曳山上印公園 桃山台1号公園
4月19日 (金)	9:30~10:00 10:20~10:50	白鳥児童館運動広場 羽曳が丘ネオポリス公園	13:30~14:30 14:50~15:50	羽曳が丘中公園 (3丁目) 羽曳が丘西中公園 (西3丁目)
4月20日 (土)			14:00~15:00	市役所本庁 (議会棟駐車場)

※市ウェブサイトでは、各会場周辺の地図が確認出来ます。

◎料金は3,200円です。(内訳: 狂犬病予防注射料 2,650円、注射済票交付手数料 550円)

◎おつりが要らないようご協力をお願いします。

◎新しく犬を飼い始めた場合は、別途登録(登録料 3,000円)が必要となります。

◎飼犬が死亡したり、他人に譲るなど変更があった場合は、注射会場または電話で環境衛生課までご連絡ください。

問合せ: 環境衛生課  
(☎ 958-1111 内 2841)

## 平成 25 年度 「下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ」

羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、平成 25 年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定しました。

下水道 お水がいつてる またくるね

羽曳野市では市民の皆様に衛生的で快適な生活および河川環境の水質改善を図るため、公共下水道整備を促進し、現在約 908 ha の供用開始を行っています。

平成 25 年度は、新たに約 5.9 ha の下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定し、供用開始を行います。

つきましては、平成 25 年度賦課対象区域の土地所有者の方には受益者申告書(賦課対象区域図添付)を4月中に送付しますので、ご記入の上、返送をお願いします。

### 「受益者負担金とは・・・」

公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、一日も早く計画的に公共下水道整備を進めるためのもので、敷地面積 1㎡あたり 450 円を乗じた額をご負担していただきます。納付方法は一括納付と分割納付があり、一括納付の場合は報奨金を差し引いた額を納付していただきます。

### 今回賦課対象になる区域は

- 高鷲 3・5・7・8・9 丁目の一部
- 島泉 7・9 丁目の一部
- 恵我之荘 3・5・6 丁目の一部
- 伊賀 3 丁目の一部
- はびきの 3・4・5 丁目の一部
- 学園前 5 丁目の一部
- 東阪田の一部
- 郡戸の一部
- 河原城の一部

※賦課対象区域図は下水道総務課(市役所別館4階)で閲覧いただけます。

問合せ 下水道総務課 内線 2360